

令和7年9月発行 No.30

編集・発行 水土里ネット北条砂丘（北条砂丘土地改良区）
〒689-2105 鳥取県東伯郡北条町下神1108-1
TEL (0858)36-2004 FAX (0858)36-2620
<http://www5.torichu.ne.jp/~h-sakyu/>

新役員決まる!!

理事長 石井 通人
総括監事 金山 英文

令和7年3月17日の役員選挙の結果、次の方々が当選され、令和7年3月31日開催の理事会及び監事会において新しい執行体制が決定しました。（任期4年）

なお、理事及び監事の業務分掌は次のとおりです。

氏 名	住 所	役 職	補助機関
石井 通人	北条町江北	理 事 長	用水調整委員長
根鈴 直人	北条町松神	代表理事	庶務委員長
廣芳 洋一	北条町東園	代表理事	会計委員長
西村 毅	北条町江北	理 事	庶務委員
淀瀬 繁樹	北条町江北	理 事	評価委員長
井上 寿樹	北条町国坂	理 事	工事委員
山本 泰夫	北条町国坂	理 事	会計委員
藤田 和徳	北条町北尾	理 事	評価委員
濱本 喜彦	北条町弓原	理 事	会計委員
坂本 憲昭	北条町下神	理 事	工事委員長
濱田 雅司	北条町西園	理 事	庶務委員
今田 浩朗	北条町西園	理 事	庶務委員
尾田 厚夫	北条町由良宿	理 事	評価委員
松井 幸良	北条町妻波	理 事	工事委員
金山 英文	北条町東園	総括監事	
田中 昌志	北条町亀谷	監 事	※員外監事
坂本 道夫	北条町田井	監 事	

新総代決まる!!

令和7年3月5日執行の総代選挙の結果、次の方々が新総代に当選されました。（任期4年）

第一選挙区（定数25人）

地 区	氏 名
江 北	松本 浩次、中村 正樹、松本 和幸
江 北 浜	友定 修一、淀瀬 善行
東新田場	石水 章吾、新田 豊和
西新田場	綾女 憲昭
国 坂	齋尾 修
国 坂 浜	井上 昌史、青亀 泰寿、井上 健一
大 野	香川多加志、林 茂樹
田 井	石田 克美、稲本 喜久
北 尾	森本 壮一
弓 原	青亀 恵一
弓 原 浜	濱本 幸之
下 神	石賀 政一、篠田 操、三谷 英志
松 神	山下 博之、濱田 陽一、濱根 泰弘

第二選挙区（定数15人）

地 区	氏 名
東 園	砂川 隆範、永田 恭彦、廣芳 健二
西 園	濱川 喜夫、田中 真樹、清水 勝利、松井 敬弘
原	澤山 雅一、田中 覚
由良宿	福島 康博、妻由 賢治、石村 知也
妻 波	福本 朗彦、吉本 哲明、山下 正美



理事長 石井通人

理事長就任の御挨拶

猛暑の候、組合員の皆様におかれましては益々ご健勝のこととお喜び申し上げます。平素より北条砂丘土地改良区の運営に対し、ご理解、ご協力を頂き厚く御礼申し上げます。

さて、任期満了に伴い、令和7年3月31日理事長に就任しました石井通人^{いし いみちと}でございます。

当改良区は、天神川からの樋門より取水した水が灌水施設を経て、広範囲にわたるそれぞれの農地へ送られています。

現在、北条砂丘土地改良区で管理している畑かん施設は、昭和27年から様々な土地改良事業を経て現在に至っております。

畑かん施設についても老朽化が進み、基幹施設を早急に更新する必要があることが明らかになりました。これまでは定期的なオーバーホールを実施してきましたが整備補修では機能を維持するのにも限界があります。

こうした施設の保全や管理維持をはじめ、高齢化、担い手不足など農業が抱える様々な課題を認識し職務に邁進してまいりますので、皆様のご理解、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

第74回 通常総代会開催



令和7年3月17日13時30分より、北栄町中央公民館の2階講堂において、北栄町長 手嶋俊樹様、鳥取県土地改良事業団体連合会倉吉事務所長 柏木大作様の御臨席を賜り、第74回通常総代会を開催しました。

総代28人（現在員数39人、出席率71%）の出席を頂き、議長には北栄町西園の濱田雅司総代が選出され、提出された14議案を原案どおり可決決定し閉会しました。

なお、提出議案のうち令和5年度決算及び令和7年度予算の概要は3ページに掲載しています。

※令和6年度決算は確定していますが、内部監査と総代会の承認を受けていませんので、次号で報告します。

功 労 者 表 彰

功 労 表 彰

吉 田 かおり 様（職員在職20年以上）

施設の更新事業について

以前より広報誌にてお知らせしてきました施設更新事業の実施については、昨年10月より説明会や組合員アンケート調査を行ってきたところです。

また、事業実施に向け行政機関との協議も重ねてきましたが、組合員アンケートにおける事業への賛成率が58.8%と低かったことに加え、不耕作地が拡大している現状では大規模な施設更新事業に伴い必要となる費用に対する効果が得られないこと、さらには拡大している不耕作地の解消に向けた良案が見い出せないことから、この度の施設更新事業の採択申請は見送ることとなりました。

これまでの経過は以下のとおりです。

令和6年10月29日 総代への説明会（14名出席）
令和6年10月31日 中北条地区説明会（40名出席）
令和6年11月1日 下北条地区説明会（27名出席）
令和6年11月11日 大栄地区説明会（39名出席）
令和6年11月14日 総代への意思確認（総代39名中賛成26名）
令和6年12月3日 採択申請を1年先送りにすることを決定
令和7年3月4日 下神説明会（27名出席）、東園説明会（20名出席）
令和7年3月10日 西園説明会（10名出席）
令和7年3月11日 松神説明会（25名出席）
令和7年3月12日 江北浜説明会（12名出席）
令和7年3月13日 国坂浜説明会（20名出席）
令和7年3月18日 妻波説明会（5名出席）
令和7年4月4日 組合員へのアンケート調査を実施（賛成58.8%）
令和7年6月13日 理事会において、事業化を見送ることを決定

アンケートの結果

住 所	組合員数	賛 成	反 対	回収率
中北条地区	348	205	61	76.4%
下北条地区	283	181	54	83.0%
大栄地区	368	225	61	77.7%
北栄町外	189	87	19	56.1%
合 計	1,188	698	195	75.2%

なお、これまで検討してきました大規模な施設更新の事業化は見送ることとなりましたが、老朽化した施設の更新や修繕が必要な状況に変わりはありません。

今後は、更新整備を必要とする施設の中でも、特に対応を急ぐものを選別し、維持修繕系事業等を活用しながら各施設の機能維持を図る取組を順次進めていくとともに、不耕作地の解消に向け関係機関と連携して取り組んでいきます。

《令和5年度 一般会計決算》

(収 入)

科 目	決算額	付 記
1 土地改良事業収入	66,413,250円	維持管理費
2 附帯事業収入	239,330	他目的使用料他
3 特定資産運用収入	20,856	預金利息
4 補助金等収入	65,323,794	補助金
5 交付金収入	12,240,000	適正化事業交付金
6 業務受託料収入	103,046	松くい虫防除
7 雑収入	1,567,656	過年度収入他
8 借入金収入	0	
9 特定資産取崩収入	20,424,968	経常費、繰替運用他
10 固定資産売却収入	169,880	土地売却費
11 他会計繰入金	502,521	太陽光発電特会より
12 繰越金	13,159,095	
合 計	180,164,396	

(支 出)

科 目	決算額	付 記
1 土地改良事業費支出	121,774,247円	土地改良事業に要する経費
2 一般管理費支出	30,177,588	土地改良区運営に要する経費
3 借入金返済支出	0	
4 支払利息	0	
5 固定資産取得支出	1,155,000	会議室用エアコン
6 特定資産積立支出	15,567,548	職員退職給与引当金他
7 他会計繰出額	0	
8 繰越金	11,490,013	
9 予備費	0	
合 計	180,164,396	

《令和5年度 太陽光発電事業特別会計決算》

(収 入)

科 目	決算額	付 記
1 発電事業収入	489,943円	売電収入
2 特定資産運用収入	1,200	預金利息
3 雑収入	0	
4 他会計繰入金	0	
5 繰越金	189,721	
合 計	680,864	

(支 出)

科 目	決算額	付 記
1 発電事業費	0円	
2 特定資産積立支出	0	
3 他会計繰出金	502,521	電力費に充当
4 繰越金	178,343	
合 計	680,864	

《令和5年度 貸借対照表》

令和6年3月31日現在

科 目	金 額
I 資産の部	円
1 流動資産	69,366,070
2 固定資産	
（1）基本財産	0
（2）特定資産	6,218,803,366
（3）その他固定資産	5,827,494
3 繰延資産	0
資 産 合 計	6,293,996,930

科 目	金 額
II 負債の部	円
1 流動負債	59,113,783
2 固定負債	50,486,278
負債合計	109,600,061
III 正味財産の部	
1 指定正味財産	5,103,668,925
2 一般正味財産	1,080,727,944
正味財産合計	6,184,396,869
負債及び正味財産合計	6,293,996,930

《令和7年度 一般会計予算》

(収 入)

科 目	予算額	付 記
1 土地改良事業収入	66,812千円	維持管理費
2 附帯事業収入	159	他目的使用料他
3 特定資産運用収入	124	預金利息
4 補助金等収入	6,273	補助金
5 交付金収入	4,500	適正化事業交付金
6 業務受託料収入	90	松くい虫防除
7 雑収入	753	過年度収入他
8 借入金収入	0	
9 特定資産取崩収入	40,788	経常費、繰替運用他
10 固定資産売却収入	0	
11 他会計繰入金	506	太陽光発電特会より
12 繰越金	0	
合 計	120,005	

(支 出)

科 目	予算額	付 記
1 土地改良事業費支出	64,405千円	土地改良事業に要する経費
2 一般管理費支出	28,540	土地改良区運営に要する経費
3 借入金返済支出	0	
4 支払利息	0	
5 固定資産取得支出	0	
6 特定資産積立支出	26,760	職員退職給与引当金他
7 他会計繰出額	0	
8 繰越金	0	
9 予備費	300	
合 計	120,005	

《令和7年度 太陽光発電事業特別会計予算》

(収 入)

科 目	予算額	付 記
1 発電事業収入	500千円	売電収入
2 特定資産運用収入	6	預金利息
3 雑収入	0	
4 特定資産取崩収入	0	
5 他会計繰入金	0	
6 繰越金	178	
合 計	684	

(支 出)

科 目	予算額	付 記
1 発電事業費	0千円	
2 特定資産積立支出	0	
3 他会計繰出金	506	電力費に充当
4 繰越金	178	
合 計	684	

令和7年度の組合費について

●賦課基準日 令和7年4月1日

●納期限

期別	賦課金種別	納期限
1期	維持管理費（前期）	令和7年7月31日
2期	維持管理費（後期）	令和7年9月1日

●徴収金額（千㎡当たり）

維持管理費	11,350円（前期5,700円・後期5,650円）※前年度 11,250円
維持管理費（松神）	11,550円（うち排水管理費分200円）（前期5,800円・後期5,750円）
維持管理費（大栄）	11,750円（うち排水管理費分400円）（前期5,900円・後期5,850円）

地区除外の取扱いについて

1. 農地転用（地区除外）を計画される場合には、まず土地改良区に御相談ください。
2. **地域内の農地である以上、公共事業等に伴う買収以外の農地転用（地区除外）は認められません。**
3. 道路、河川用地等の公共事業として用地買収される場合、下表のとおり決済金が必要です。

〔令和7年度 地区除外決済金〕

※公共用地買収であっても、地区除外の申請手続と決済金が必要です。地区除外の手続と決済金を納めていただかないと、いつまでも賦課金が賦課されますので、用地交渉の時に「北条砂丘土地改良区の受益地」であることを言って、後日に問題が残らないようにお願いします。

1	維持管理費決済金（千㎡当たり）	82,072円
	松神地区	83,472円
	大栄地区	84,872円
2	役員現地確認日当（1申請当たり）	1,300円

（注）維持管理費決済金は、今後の改良区の運営及び施設を管理していくための費用を決済していただくものです。

職員の退職について

以下の職員が退職されました。大変お世話になりました。（敬称略）

役職	氏名	退職年月日	在職期間
技師	中井 優香	令和6年10月31日	4年5か月
主事	塚本枝里子	令和6年12月31日	9年8か月
技師	村中 潤也	令和7年3月31日	5年11か月

職員の正規採用について

以下の職員を正規採用しました。今後ともよろしくお願いします。

役職	氏名	正規採用年月日
技師	山本 空	令和6年7月1日
主事	岡本 由佳	令和7年1月1日
技師	吉村 輝	令和7年4月1日

太陽光発電の実績

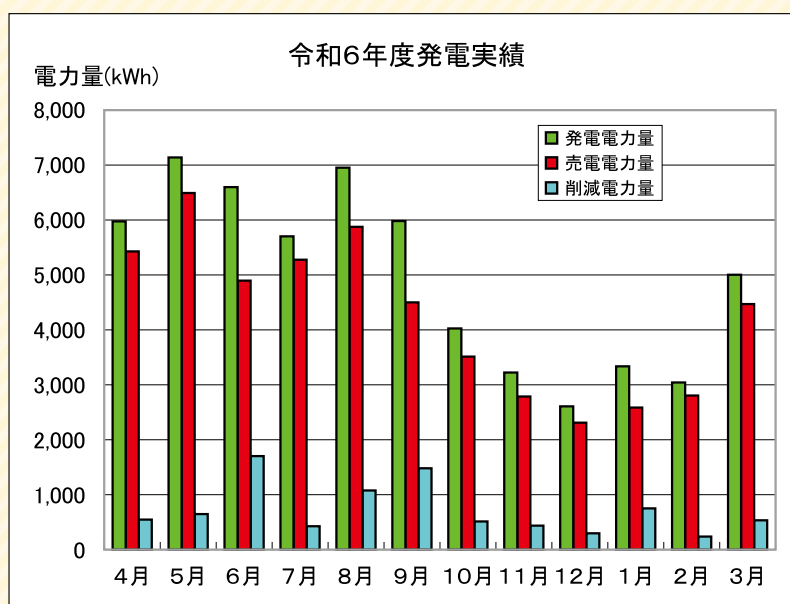
◎令和6年度発電実績

- ・設備容量：54kW（合計6か所）
- ・発電電力量：59,588.02kWh
- ・売電電力量：50,941.1kWh
- ・売電収入：509,411円
- ・削減電力量：8,646.92kWh
- ・削減電力費：約259,000円

◎平成23年3月から

令和7年3月末までの実績

- ・総発電電力量：850,606.22kWh
- ・総売電電力量：720,193.3kWh
- ・総売電収入：26,778,784円
- ・総削減電力費：約2,787,000円



●組合費の全額納付について

期別で賦課しております組合費を、1期（7月）で全額納付していただくことができます。
御希望の方は、改良区に申し出てください。

●休耕畑の賦課金について

賦課金は、休耕畑についても、従来どおり地積割りで賦課されますので、御理解御協力よろしく願います。

●口座振替及び振込入金の領収書について

口座振替及び振込入金の方は、通帳記入をもって領収書にかえさせていただきます。

●組合費の口座振替（自動引落）について

組合費の口座振替は、ゆうちょ銀行・鳥取中央農協・鳥取銀行・山陰合同銀行で取り扱っております。

組合費の納入は、安全で納め忘れの心配もなく、納期ごとに金融機関に出かける手間もはぶける便利な口座振替を是非御利用ください。口座振替の手続には1か月程度かかります。お早めにお申し込みください。

口座振替依頼書は上記の金融機関（農協・鳥取銀行のみ）及び北条砂丘土地改良区にあります。

※「ゆうちょ銀行・山陰合同銀行」を利用される場合には、専用の申込書での手続が必要です。

御希望の方は事前に改良区まで連絡をお願いします。

●こんなときは必ず手続をお願いします

農地の権利関係が、次の事由により異動したときは必ず土地改良区に届け出てください。

土地改良法第43条の規定により、組合員には資格得喪の通知義務が課されています。

（組合員資格得喪通知書は改良区にあります。）

1. 組合員の死亡 2. 土地の売買・譲渡 3. 住所や氏名の変更 4. 農業者経営移譲年金を受給

※農地を相続・取得された場合、土地改良法第42条の規定によりその農地の権利義務を引き継ぐこととなります。このため、賦課金の滞納金がある場合は、相続・取得された方にそのまま引き継がれますので御注意ください。

●農地の所有権移転にも土地改良区の意見書が必要です

農地の所有権移転（農地法第3条）には、本来土地改良区の意見書は不要ですが、所有権移転された土地に滞納賦課金がある場合、土地改良法第42条により新たな所有者が滞納金の納付義務を負うため、北条町では土地改良区の意見書を必要としています。

農業委員会に所有権移転の申請をされる前に、土地改良区へ意見書の交付を申請してください。

●賦課金の期限内納入のお願い

北条砂丘土地改良区賦課金は、期限内に納入されるように御協力をお願いします。賦課金を期限内に納入されない組合員に対して、滞納処分的前提となる督促状を送付します。督促状には100円の督促手数料が加算されます。

また、年初めに、未納のある組合員に送付する「納付催告」には年14.6%の延滞金が加算されますので御注意ください。

納期限までに納付ができない場合には、お早めに土地改良区事務所（電話0858-36-2004）まで御相談ください。

●滞納処分について

組合費を滞納した場合、納期限までに納付された方との公平性を保つため、土地改良法第39条により滞納処分の法的手続をとり、財産を差し押えることがありますので、御注意ください。

原則として、財産の差し押えを行うに当たり、事前予告や本人の同意は必要としません。

法律では、「督促状を発した日から起算して10日を経過した日までに完納しないとき」はいつでも財産を差し押えることができるとされています。

令和6年度は、9件の滞納処分認可を受け、差し押えを執行しました。

今年度も滞納処分を行う予定ですので、未納の場合は速やかに金融機関などで納付してください。

事務所の火災について（報告）

すでに新聞報道等で御承知かと存じますが、令和6年5月6日22時15分頃、改良区事務所東側の中央管理室下に駐車していた軽乗用車より出火し、軽自動車2台を全焼し、事務所の一部を焼く火災が発生しました。

出火原因等は、現在も警察・消防で捜査中です。

幸い出火から発見、消火活動までが早く、散水施設に大きな被害はありませんでした。

また、夜間の火災であったため、人的被害はありませんでした。

建物の修繕等につきましては、理事会において協議し、不足額は転用決済金積立資産を取崩し、令和6年度の予算を補正して対応しました。組合員の皆様に追加の御負担をお願いすることはありません。

建物等の復旧工事は、令和7年2月までにすべて完了しました。

【実被害額】

		被害額（税込み）
エ ア コ ン	電力ケーブル焼損 事務所用室外機全焼 中央管理所用室外機一部焼損	12,160,673円
畑かん施設	流量計ケーブル焼損 太陽光発電モニターケーブル焼損	
建 物	駐車場の天井焼損 電気室の一部焼損 資料室の一部焼損 女子トイレの一部焼損	
	警備用機器焼損	58,410円
ガ ラ ス	玄関扉、事務所扉、中央管理所	41,415円
車 両 内	業務用車載無線機焼損	154,000円
合 計		12,414,498円

※全焼した軽自動車2台の被害額は不明

●被害復旧に要した費用（税込み）

必要最小限の復旧にとどめているため、実被害額より減額となっています。

【収入】

車両保険（事務用自動車）	275,000円
車両保険（現場用自動車）	880,000円
火災保険	4,877,057円
見舞金	70,000円
合 計	6,102,057円

【支出】

ガラス修理	41,415円
エアコン等電気工事一式	3,080,000円
事務所修繕工事	5,445,000円
リース車両残債	850,000円
監視カメラ増設	382,800円
業務用車載無線機	154,000円
合 計	9,953,215円

※車両2台のリース料は別途

節水に御協力をお願いします。

近年、電気代が高騰しているため、不要な畑への散水は極力止めて頂き、節水に御協力いただきますよう、お願いします。



メールマガジン（メルマガ）の登録をお願いします。

悪天候のために散水を中止したり、強風のために飛砂防止散水に切り替えたりした時に、一刻でも早く組合員の皆様にお知らせするために、メルマガの配信を行っております。

御登録は、ホームページを御確認いただくか、右のQRコードからメールを送信してください。件名は変更しないでください。

御登録の際には、あらかじめ『noreply@groups.google.com』と『hojosakyu@gmail.com』からのメールが届くようにメールフィルターの確認をお願いします。

